平成２１年（フ）第１３５号
埼玉県春日部市粕壁東１丁目２番２―1001号
破産者　加藤　　寛
1　決定年月日　平成22年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２７号
福島県南会津郡南会津町水無字田無沢394番地２
破産者　星　　一徳
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１６５号
群馬県富岡市妙義町下高田1605番地
破産者　石井　和男
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３２６号
神奈川県横須賀市佐原５丁目４番５―304号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市馬堀海岸３丁目４番９号
破産者　細谷　儀孝
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３５５号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3130和光庵ビル301、住民票上の住所埼玉県入間市鍵山２丁目４番２号　エクセルハイム202
破産者　鈴木　久男
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８２号
新潟県新発田市西園町３丁目５番１号、前住所新潟県新発田市城北町３丁目２番20号
破産者　今井　貞勝
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第４号
富山県魚津市大字大海寺新村43番地12
破産者　長谷川育子
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第９２号
長野県上田市東内2540番地１
破産者　嶋田　匡記
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第７１２号
静岡市清水区興津清見寺町133番地の１、前住所静岡県磐田市見付1963番地１　メゾンソレイユＣ―１
破産者　北條　龍二
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３８号
静岡県静岡市葵区福田ケ谷412番地
破産者　川村　幸輝
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２６号
名古屋市北区城見通３丁目13番地　黒川住宅806号
破産者　荒井　利夫
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５７号
名古屋市南区宝生町３丁目90番地
破産者　今井　勝弥
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６５０号
名古屋市守山区大森１丁目3023番地、住民票上の住所名古屋市守山区新守町255番地　ファミール二城１Ｆ
破産者　北原　　洋
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５５号
愛知県大府市中央町１丁目101番地
破産者　ＢＥＡＵＴＹぱんこと　伴　　利昭
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２６０号
名古屋市西区城町260番地
破産者　佐々木勇紀
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３６７号
名古屋市中川区山王３―８―28　丸三ビル２Ａ号室、住民票上の住所名古屋市中村区竹橋町11番15号　アークポイント901号
破産者　遠藤　和彦
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６１２号
名古屋市港区宝神４丁目601番地　宝神荘２棟507号
破産者　西脇　康男
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１３９号
京都市山科区勧修寺瀬戸河原町18番地　辻新ハイツ510
破産者　辻　　新輔
1　決定年月日　平成22年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係